

【お知らせ】休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更・追加について

2018年1月1日に施行されました、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第4項第2号に規定する事由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更・追加を申請し、承認されたことをご知らせいたします。

なお、本件に伴う預金既定の改定はございません。

≪異動事由の変更・追加点≫

変更前	変更後
① お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。	① 同左（変更ございません。）
② お客さまからの残高の確認の求めがあったこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。）。）	② お客さまからの残高の確認の求めがあったこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。）、 <u>残高証明書の発行依頼</u> ）。
③ <u>新たに追加</u>	③ <u>お客さまからの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、店頭にて氏名変更および住所変更の申し出があったものに限ります。）。</u>
④ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に移動が発生したものに限ります。）。	④ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。 <u>（ただし書きを削除）</u>

なお、変更後の休眠預金等のお取扱いにつきましては、別紙「休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ」、「異動にあたるお取引一覧表」、「預金種類別の異動事由該当可否一覧」をご参照ください。

【休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ】

当組合では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求により、所定のお手続き（※）を経て、いつでも払戻いたします。

※ご請求にあたっては、ご本人様の預金であることを確認するため、本人確認書類をご提示いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

● 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。

● 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。

預金等にあたるもの

- ・ 当座預金
- ・ 普通預金
- ・ 別段預金
- ・ 定期預金
- ・ 定期積金
- ・ 納税準備預金
- ・ 貯蓄預金
- ・ 通知預金
- ・ 積立定期預金

預金等にあたらないもの

- ・ マル優預金

● 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金等の残高の確認等）
- ② 預金等に係る債権の履行が期待される日（期間の定めのある預金等、振込み、口座振替の予定等）
- ③ お客さまへの通知発送日（宛所不明で返送されなかった場合に限る）
- ④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

● 「異動」とは、当該預金等に係るお客さまおよびその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込その他の事由をいい、別紙1「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動取引にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</p> <p>② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払い請求を把握することができる場合に限り。)</p> <p>③ お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限り。)</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) お客さまが公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>	<p>① お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳する取引がなかった場合を除きます。)もしくは繰越があったこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は、別紙2の一覧表のとおりとします。</p> <p>② お客さまからの残高の確認の求めがあったこと(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限り。)、残高証明書の発行依頼)。なお、残高照会、残高証明書発行依頼に係る異動事由に該当する預金種別は、別紙2の一覧表のとおりとします。</p> <p>③ お客さまからの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(ただし、店頭にて氏名変更および住所変更の申し出があったものに限り。)。なお、当該異動事由に該当する預金種別は、別紙2の一覧表のとおりとします。</p> <p>④ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は、別紙2の一覧表のとおりとします。</p>

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種別	認可事由①	認可事由②		認可事由③	認可事由④
	預金通帳・ 証書の発行、 記帳、繰越	ATMに よる 残高照会	残高証明書 の発行	預金者等から の申し出に もとづく 契約内容 または 顧客情報 の変更	総合口座等に 含まれる 他の預金等 の異動
普通預金	○	○	○	○	○
貯蓄預金	○	○	○	○	×
当座預金	×	×	○	○	×
納税準備預金	○	○	○	○	×
スーパー定期預金	○	×	○	○	○
大口定期預金	○	×	○	○	○
期日指定定期預金	○	×	○	○	○
積立定期預金	○	×	○	○	×
通知預金	○	×	○	○	×
定期積金	○	×	○	○	○